六　バナジウム鉱（精鉱を含む。）
七　希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百四十五号）の施行の日から施行する。

○農林水産省令第三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月七日

農林水産大臣　山本　有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「（昭和二十六年法律第三百十三号）」を削り、「りくぜんいるか型いしいるか」に、「又はおきごんどう、しわいるか又はかずはごんどう」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　　示

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年五月十八日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月七日

国家公安委員会委員長　松本　純

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N17－16	20型　GEMINARE TDN－201－AG17	上尾工業株式会社 埼玉県北足立郡伊奈町小室9973
交　N17－17	チノパスマート電動アシスト自転車 TS01	株式会社Eーバッテリー 東京都葛飾区南水元1－20－6
交　N17－18	XM40 EXM40	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N17－19	電動アシスト自転車 BM－P10	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　N17－20	電動アシスト自転車 BM－A30	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　N17－21	電動アシスト自転車 BM－E50	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年五月十八日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月七日

国家公安委員会委員長　松本　純

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A17－16	20型　GEMINARE TDN－201－AG17	上尾工業株式会社 埼玉県北足立郡伊奈町小室9973
交　A17－17	チノパスマート電動アシスト自転車 TS01	株式会社Eーバッテリー 東京都葛飾区南水元1－20－6
交　A17－18	XM40 EXM40	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A17－19	電動アシスト自転車 BM－P10	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　A17－20	電動アシスト自転車 BM－A30	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　A17－21	電動アシスト自転車 BM－E50	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11

○消費者庁告示第十三号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第三項に規定する許可試験を行う登録試験機関として、平成二十九年五月二十六日、次に掲げる者を登録したので、同法第二十六条の十八第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月七日

消費者庁長官　岡村　和美

登録試験機関の名称及び所在地	許可試験を行う事業所の名称及び所在地
大阪健康安全基盤研究所 大阪市東成区中道一丁目三番六十九号	大阪健康安全基盤研究所　天王寺センター 大阪市天王寺区東上町八番三十四号

○総務省告示第百九十二号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十九年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十九年六月七日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
アジア政治経済研究会	石井　光雄	二宮真由美	東京都中央区佃一－四－四
維新新進党	鈴木　誠司	鈴木　誠司	静岡県富士宮市貫戸二六二－三
海賊党	松田　直	松田　直	東京都港区東麻布一－一八－九